



山形県公報

平成18年5月26日(金)
第1744号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

|                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則.....        | (都市計画課) ...788 |
| 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... | (同) ...789     |

### 告 示

|                                                |                         |
|------------------------------------------------|-------------------------|
| 救急病院でなくなった旨の告示.....                            | (健康福祉企画課) ... 同         |
| 救急病院の告示.....                                   | (同) ... 同               |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                         | (同) ... 同               |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                      | (同) ...790              |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                         | (同) ... 同               |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                      | (同) ...791              |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....                      | (同) ... 同               |
| 介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第22条第1号に規定する適格<br>研修..... | (長寿社会課) ... 同           |
| 介護保険法による指定調査機関の指定.....                         | (同) ...792              |
| 介護保険法による指定情報公表センターの指定.....                     | (同) ... 同               |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                            | (置賜総合支庁福祉課) ... 同       |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....               | (庄内総合支庁福祉課) ... 同       |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                             | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同     |
| 同.....                                         | (同) ...793              |
| 同.....                                         | (同) ... 同               |
| 民有保安林の指定の予定.....                               | (森 林 課) ... 同           |
| 道路の区域の変更.....                                  | (村山総合支庁西村山総務建築課) ...794 |
| 一般国道の供用の開始.....                                | (同) ... 同               |
| 県道の供用の開始.....                                  | (同) ... 同               |
| 道路の区域の変更.....                                  | (最上総合支庁建設総務課) ... 同     |
| 開発行為に関する工事の完了.....                             | (村山総合支庁建築課) ...795      |
| 道路の位置の指定.....                                  | (置賜総合支庁建築課) ... 同       |

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 運転免許取得者教育認定変更の届出..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 公 告

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....    | (村山総合支庁総務課) ...796  |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (置賜総合支庁企画振興課) ... 同 |
| 一般競争入札の公告.....          | (情報企画課) ... 同       |
| 同.....                  | (同) ...798          |
| 同.....                  | (同) ...799          |
| 同.....                  | (同) ...800          |

県営住宅入居者の一般公募..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...801  
 同 ..... (庄内総合支庁建築課) ...803  
 特定調達契約に係る落札者の公告..... (出 納 局) ...805  
 平成19年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施..... (教育委員会) ...806  
 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施..... (公安委員会) ...810  
 警備員指導教育責任者講習の実施..... ( 同 ) ...811  
 一般競争入札の公告..... ( 同 ) ...812  
 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... ( 同 ) ...814  
 監査の結果に基づき講じた措置の公表..... (監 査 委 員) ... 同  
 特定調達契約に係る落札者の公告..... (病院事業局) ... 同

### 規 則

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第80号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則 (昭和55年 4月県規則第27号) の一部を次のように改正する。

別表第1 最上川ふるさと総合公園の項中

展示研修施設

を

展示研修施設  
スケートパーク

に改め、同表山形県

総合運動公園の項施設の欄中「第2 運動広場」を「第2 運動広場  
第3 運動広場」に改め、同項使用時間の欄中「及び運動広場」

を「、運動広場及び第3 運動広場」に改める。

別表第4 第1項の表最上川ふるさと総合公園の項中

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 研修室 | 1 時間当たり<br>660円 |
|-----|-----------------|

を

|                 |                          |                    |                    |
|-----------------|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 研修室             | 1 時間当たり<br>660円          |                    |                    |
| スケートパーク         | 全部を<br>単独で<br>使用する<br>場合 | 児童生徒等のみが<br>使用する場合 | 1 日当たり<br>19,000円  |
|                 | 上記以<br>外の場<br>合          | 上記以外の場合            | 1 日当たり<br>38,000円  |
| 上記以<br>外の場<br>合 |                          | 児童生徒等が使用<br>する場合   | 1 人 1 日当たり<br>250円 |
|                 | 上記以<br>外の場<br>合          | 上記以外の場合            | 1 人 1 日当たり<br>500円 |

に改め、同表山形県総合運動公園の項中

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 上記以外の場合 | 1 時間当たり<br>500円 |
|---------|-----------------|

を

|         |                    |                   |
|---------|--------------------|-------------------|
| 上記以外の場合 | 1 時間当たり<br>500円    |                   |
| 第3 運動広場 | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1 時間当たり<br>510円   |
|         | 上記以外の場合            | 1 時間当たり<br>1,020円 |

に改める。

## 附 則

この規則は、平成18年6月10日から施行する。ただし、別表第1山形県総合運動公園の項及び別表第4第1項の表山形県総合運動公園の項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第81号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第32号）の施行期日は、平成18年6月10日とする。ただし、同条例中別表第1山形県総合運動公園の項及び別表第3第1項の表山形県総合運動公園の項の改正規定の施行期日は、同年7月1日とする。

## 告 示

## 山形県告示第542号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院でなくなった。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称                   | 所 在 地         |
|-----------------------|---------------|
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目6番46号 |

## 山形県告示第543号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称                   | 所 在 地        | 認 定 期 間                      |
|-----------------------|--------------|------------------------------|
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7番1号 | 平成18年5月26日から<br>平成21年5月25日まで |

## 山形県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称           | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-----------------------------|---------------------|-------------|
| 山 口 内 科 ク リ ニ ッ ク           | 山形市七日町五丁目12番14号     | 平成18. 4. 17 |
| ま つ は し 内 科 胃 腸 科 ク リ ニ ッ ク | 東置賜郡高島町大字高島276番地8   | 同 5. 1      |
| か む ろ 薬 局                   | 新庄市東谷地田町2番地5        | 同           |

## 山形県告示第545号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地        | 廃止年月日     |
|----------------|-------------------|-----------|
| まっはし内科胃腸科クリニック | 東置賜郡高畠町大字高畠276番地8 | 平成18.3.31 |
| くのもと整形外科クリニック  | 長井市九野本805番地16     | 同         |

## 山形県告示第546号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称           | 施設又は実施する事業の種類  | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日     |
|---------------------|----------------|---------------------|-----------|
| 酒田市デイサービスセンターいずみ    | 居宅介護支援<br>通所介護 | 酒田市東泉町四丁目6番13号      | 平成17.11.1 |
| 酒田市在宅介護支援センターいずみ    | 居宅介護支援         | 同                   | 同         |
| グループホームはやま荘         | 認知症対応型共同生活介護   | 東置賜郡高畠町大字高畠530番地1   | 平成18.3.24 |
| 人生の楽園               | 同              | 山形市大字風間字北向1261番地1   | 同 4.1     |
| グループホーム成島園          | 同              | 米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5 | 同         |
| 永井医院通所介護施設          | 通所介護           | 最上郡最上町大字向町533番地60   | 同         |
| 永井医院指定居宅介護支援事業所     | 居宅介護支援         | 同                   | 同         |
| アイリスケアセンター鶴岡        | 通所介護           | 鶴岡市若葉町23番38号        | 同         |
| デイサービスセンター満天の家      | 同              | 西置賜郡小国町大字幸町6番地1     | 同         |
| わたげの会居宅介護支援事業所      | 居宅介護支援         | 山形市上町一丁目9番17号       | 同         |
| ゼロムすがの              | 通所介護           | 南陽市若狭郷屋731番地3       | 同 4.7     |
| 指定居宅介護支援事業所ひいな      | 居宅介護支援         | 西村山郡河北町谷地甲30番地      | 同 4.10    |
| あった家きゃっと            | 認知症対応型共同生活介護   | 鶴岡市藤島字笹花48番地12      | 同         |
| 有限会社ケアサポートりぼん       | 居宅介護支援         | 西村山郡河北町西里380番地16    | 同 4.13    |
| 株式会社福祉のひろば福祉用具貸与事業所 | 福祉用具貸与         | 酒田市穂積字上市神139番地5     | 同         |

|                        |              |                    |   |      |
|------------------------|--------------|--------------------|---|------|
| 福祉用具レンタル事業所ゆとりの樹       | 同            | 米沢市直江町10番22号       | 同 | 4.18 |
| グループホームもも太郎さん（黄金）      | 認知症対応型共同生活介護 | 山形市黄金81番1号         | 同 | 4.20 |
| 福祉サポートセンター山形           | 居宅介護支援       | 新庄市本町6番11号         | 同 | 4.28 |
| グループホームあしたば            | 認知症対応型共同生活介護 | 寒河江市大字西根字石川西294番地3 | 同 | 5.1  |
| こぶし荘認知症高齢者グループホームこぶしの家 | 同            | 南陽市川樋508番地         | 同 |      |

## 山形県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年5月26日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類  | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-------------------|----------------|----------------|------------|
| 酒田市デイサービスセンターいずみ  | 居宅介護支援<br>通所介護 | 酒田市東泉町四丁目6番13号 | 平成17.10.31 |
| 酒田市在宅介護支援センターいずみ  | 居宅介護支援         | 同              | 同          |
| 酒田市在宅介護支援センターいずみ  | 同              | 同              | 平成18.3.31  |
| 指定通所デイサービスセンター寿尚苑 | 通所介護           | 鶴岡市藤島字笹花75番地5  | 同          |

## 山形県告示第548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成18年5月26日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称       | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地 | 休止年月日    |
|-----------------|------------------|------------|----------|
| 株式会社庄内メディカルサービス | 訪問入浴介護<br>福祉用具貸与 | 鶴岡市錦町3番35号 | 平成18.4.1 |

## 山形県告示第549号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第22条第1号に規定する適格研修は、次のとおりである。

平成18年5月26日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 山形県が平成17年度に実施した平成17年度山形県「介護サービス情報の公表」調査員養成研修
- 2 社団法人シルバーサービス振興会に事務局を置く「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会が平成17年度に実施した「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修

## 山形県告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第2項の規定により、指定調査機関を次のとおり指定した。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定調査機関の名称        | 指定調査機関の住所       | 調査事務を行う事務所の所在地 | 指定年月日      |
|------------------|-----------------|----------------|------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉協議会 | 山形市小白川町二丁目3番31号 | 同 左            | 平成18. 4. 1 |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 | 山形市緑町一丁目9番30号   | 同 左            | 同          |
| 協同組合オール・イン・ワン    | 山形市桜町四丁目3番10号   | 同 左            | 同          |

## 山形県告示第551号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第2項の規定により、指定情報公表センターを次のとおり指定した。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定情報公表センターの名称  | 指定情報公表センターの住所 | 情報公表事務を行う事務所の所在地 | 指定年月日      |
|----------------|---------------|------------------|------------|
| 山形県国民健康保険団体連合会 | 山形市松波四丁目1番15号 | 同 左              | 平成18. 4. 1 |

## 山形県告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地  | 事業所の名称及び所在地                    | 居宅サービスの種類   | 指定年月日       |
|----------------------|--------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社きさら<br>米沢市徳町4-26 | 介護付有料老人ホームサメイトきさら<br>米沢市徳町4-26 | 特定施設入居者生活介護 | 平成18. 5. 17 |

## 山形県告示第553号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害者福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地              | 障害者福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------|--------------------------|--------------|-------------|
| 特定非営利活動法人未来の会<br>酒田市旭新町11番5号  | すまいるらんど<br>酒田市浜田二丁目4番29号 | 障害者デイサービス    | 平成18. 5. 16 |

## 山形県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
西郷土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市下川字前田元15番地
- 3 認可年月日  
平成18年 3月31日

## 山形県告示第555号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成18年 5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
平成18年 3月31日

## 山形県告示第556号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成18年 5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地 2
- 3 認可年月日  
平成18年 5月18日

## 山形県告示第557号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成18年 5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市五十川字山之脇68 - 1、68 - 2、69 - 1、69 - 3、101 - 4、116 - 1、122 - 7、122 - 8、122 - 9、  
122 - 10、122 - 11、122 - 12、122 - 15、123 - 1、123 - 2、124 - 8、124 - 9、124 - 13、124 - 14、124 - 18、  
125 - 1、125 - 2、125 - 3、126 - 1、126 - 2、126 - 4、126 - 5、126 - 6、126 - 7、126 - 8、126 - 9、  
128 - 2、128 - 3、128 - 5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定始業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画課で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - (3) 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年5月26日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|---|------|----------|---------|
| 西村山郡朝日町大字宮宿字田中1121番1から |   | 旧    | 28.5メートル | 186メートル |
| 同 字元宿1114番3まで          |   |      | 12.0     |         |
| 同                      | 上 | 新    | 37.5メートル | 同上      |
|                        |   |      | 12.0     |         |

#### 山形県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年5月26日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字宮宿字田中1121番1から  
同 字元宿1114番3まで
- 3 供用開始の期日 平成18年5月29日

#### 山形県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年5月26日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字松程字セキヤ1392番3から  
同 1085番4まで
- 3 供用開始の期日 平成18年5月26日

#### 山形県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年5月26日から同年6月8日まで縦覧に供する。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区                     | 間              | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長   |
|-----------------------|----------------|------|----------|------|
| 最上郡大蔵村大字赤松字木滝1436番2から | 同 字沼田1454番1まで  | 旧    | 28.8メートル | メートル |
| 同                     |                |      | 13.5     | 165  |
| 最上郡大蔵村大字赤松字木滝1436番2から | 同 字舂玉山1580番1まで | 旧    | 46.5メートル | メートル |
| 同                     |                |      | 13.0     | 142  |
| 同                     | 上              | 新    | 46.5メートル | 同上   |
|                       |                |      | 13.0     |      |

## 山形県告示第562号

次の開発行為は、完了した。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 認可番号

平成17年11月22日 指令村総建第5053号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東根市小林二丁目6972番4、6835番3、6972番5、6842番2、6840番2、6835番4、6836番、6821番2、6821番3、6821番4、6821番7、6831番3、6842番3、6841番、6840番1、6835番2、6835番5、6812番1、6841番2、6812番3

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東根市板垣大通り29号  
株式会社ハウスプランナー不動産

## 山形県告示563号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 指定の番号 私道置総建第260号

## 2 指定の場所 南陽市島貫字西原西511番の内

3 道路の状況 幅員 6.0メートル  
延長71.16メートル

## 4 指定年月日 平成18年5月12日

公安委員会関係

## 告 示

## 山形県公安委員会告示第4号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年5月26日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

## 1 届出をした者の氏名又は名称

株式会社 太陽自動車学校

## 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変更前   | 変更後   |
|---------|-------|-------|
| 代表者の氏名  | 沼澤 一彦 | 松木 紀昌 |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年5月26日

山形県村山総合支庁長 佐藤 洋樹

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県村山総合支庁本庁舎清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県村山総合支庁総務企画部総務課  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8106
- 3 落札者を決定した日 平成18年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社山形ビルサービス 山形市大字志戸田550番地
- 5 落札金額 7,245,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年2月3日

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年5月26日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年5月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 おぐに森と水辺の会
  - (2) 代表者の氏名  
三須 秀一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目52番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、会員をはじめ広範な地域住民との協力によって、森と水辺に関わる自然環境の保全と自然環境の創出を図り、野生生物とのふれあいや自然環境学習の実践を通じて、いきいきとした人づくり、癒しと潤いのある町づくりの推進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークにおける侵入検知システム運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月26日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ミーティングルーム
  - (2) 日時 平成18年6月6日(火) 午前10時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークにおける侵入検知システム運用管理業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結日から平成19年3月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、同種同様の役務の提供又はセキュリティ関連システムの導入及び運用管理の実績があることを証明できること。
  - (3) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な十分な体制が整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
  - (4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
    - イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。
    - ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。
    - ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
    - ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
    - ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)3198
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を平成18年6月1日(木)午後1時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
    - イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書
    - ロ 3の(2)から(4)までに係る証明書、仕様書その他必要な書類
  - (2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークにおけるサーバ運営管理保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月26日

山形県知事 齋藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ミーティングルーム  
(2) 日時 平成18年6月6日(火) 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワークにおけるサーバ運営管理保守業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間 平成18年7月1日から平成19年3月31日まで  
(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。  
(2) 利用者数5,000人以上の規模のイントラネットサーバの運用、管理及び保守の実績があり、当該役務を確実に提供できることを証明できること。  
(3) 当該役務を遂行可能な体制が十分に整備されていることを証明できること。  
(4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。  
イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。  
ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。  
ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。  
ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。  
ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)までに係る証明書及び山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登録されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を平成18年6月1日(木)午後1時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、

入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークにおける遠隔障害監視業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ミーティングルーム
- (2) 日 時 平成18年6月6日(火) 午前11時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークにおける遠隔障害監視業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年7月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) イン트라ネットのネットワーク及びサーバの遠隔障害監視業務の実績があり、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (3) 当該役務を遂行可能な体制が十分に整備されていることを証明できること。
- (4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
  - イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。
  - ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。
  - ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)までに係る証明書及び山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を平成18年6月1日(木)午後1時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ミーティングルーム
- (2) 日 時 平成18年6月6日(火) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年7月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 接続拠点数170ヶ所以上の事業者ネットワークの運用、管理及び保守の実績があり、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (3) 当該役務を遂行可能な体制が十分に整備されていることを証明できること。
- (4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
  - イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。
  - ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。
  - ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)までに係る証明書及び山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を平成18年6月1日（木）午後1時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年 5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                      | 原 則  |                            | 公 衆<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                        |                        |                        |                        | 要 求    |                          |
|-----------------|--------------------------|------|----------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------|--------------------------|
|                 |                          | 住宅形式 | 坪当たり<br>住戸専有面積<br>(平方メートル) |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が15,000円<br>以下<br>の者 | 収入が15,000円<br>以下<br>の者 | 収入が15,000円<br>以下<br>の者 | 収入が15,000円<br>以下<br>の者 |        | 収入が15,000円<br>以下<br>の者   |
| 県営小国アパ<br>ート1号  | 西置野小国町<br>大平兵衛館3-<br>2-9 | 3DK  | 58.0                       | 1          | 一般用 | 12,500                  | 15,200                 | 18,000                 | 20,700                 | 24,000                 | 27,500 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |
| 同 2号            | 同 3-8                    | 同    | 59.4                       | 1          | 同   | 13,400                  | 16,300                 | 19,300                 | 22,300                 | 25,700                 | 29,600 |                          |
| 同 白旗アパ<br>ート    | 同 白旗町<br>大井荒巻1482<br>-1  | 同    | 55.7                       | 2          | 同   | 12,500                  | 15,200                 | 18,000                 | 20,700                 | 24,000                 | 27,500 |                          |
| 同 あらとアパ<br>ート1号 | 同 726<br>-1              | 同    | 74.4                       | 1          | 同   | 23,500                  | 28,500                 | 33,800                 | 39,000                 | 45,000                 | 51,700 |                          |



(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年6月1日から同月9日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成18年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所  
(山形県長井市高野町二丁目3番1号)

## 5 入居の時期 平成18年7月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                 | 原形<br>住宅形式 | 規格<br>坪数(延)<br>住戸数 | 公称<br>戸数 | 区分             | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 金<br>額                   | 備<br>考 |
|------------------|---------------------|------------|--------------------|----------|----------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|--------|
|                  |                     |            |                    |          |                | 収入が<br>12万9000円<br>以下の者 | 収入が13万0000円<br>を超え13万5000円<br>以下の者 | 収入が13万5000円<br>を超え14万0000円<br>以下の者 | 収入が14万0000円<br>を超え14万5000円<br>以下の者 | 収入が14万5000円<br>を超え15万0000円<br>以下の者 | 収入が15万0000円<br>を超え15万5000円<br>以下の者 |                          |        |
| 県営東郷アパ-<br>ト2号   | 鶴岡市朝陽町6<br>-5       | 3DK        | 55.7<br>平方メートル     | 1        | 一般用            | 14,100                  | 17,100                             | 20,300                             | 23,400                             | 27,000                             | 31,000                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |        |
| 同 城南アパ-<br>ト1号A  | 同 城南町9-<br>24       | 同          | 62.6               | 1        | 同              | 18,200                  | 22,100                             | 26,100                             | 30,100                             | 34,800                             | 39,900                             |                          |        |
| 同 水広アパ-<br>ト3号A  | 同 水広町23-<br>60      | 2LDK       | 69.3               | 1        | 同              | 22,300                  | 27,000                             | 32,000                             | 36,900                             | 42,600                             | 48,900                             |                          |        |
| 同 3号B            | 同                   | 3DK        | 69.3               | 1        | 同              | 22,300                  | 27,000                             | 32,000                             | 36,900                             | 42,600                             | 48,900                             |                          |        |
| 同 二がねアパ-<br>ト2号B | 酒田市二がね町<br>一丁目21-11 | 同          | 59.3               | 1        | 同              | 13,800                  | 16,700                             | 19,800                             | 22,900                             | 26,400                             | 30,300                             |                          |        |
| 同 海津アパ-<br>ト1号D  | 同 海士尾町<br>三丁目2-118  | 同          | 69.2               | 1        | 同              | 22,500                  | 27,300                             | 32,300                             | 37,300                             | 43,100                             | 49,500                             |                          |        |
| 同 2号D            | 同                   | 同          | 69.2               | 1        | 特定目的用<br>借居付借居 | 22,800                  | 27,700                             | 32,700                             | 37,800                             | 43,600                             | 50,100                             |                          |        |
| 同 3号E            | 同                   | 同          | 67.0               | 1        | 同              | 22,400                  | 27,100                             | 32,100                             | 37,000                             | 42,800                             | 49,100                             |                          |        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年6月5日から同月9日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成18年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期

平成18年8月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン 432台

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成18年 5月11日
- 4 落札者の名称及び所在地  
山形リコー株式会社 山形市松波一丁目14番14号
- 5 落札金額 37,313,136円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年 3月28日

平成19年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成18年 5月26日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 佐 藤 敏 彦

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

| 校 種 ・ 職                 |              | 教 科 ・ 科 目                                 | 選 考 区 分                | 採用見込数   |
|-------------------------|--------------|-------------------------------------------|------------------------|---------|
| 義務<br>教育<br>諸<br>学<br>校 | 小 学 校 教 諭    |                                           | 一 般 選 考                | 25名程度   |
|                         | 中 学 校 教 諭    | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健<br>体育、技術、家庭          | 一 般 選 考                | 25名程度   |
|                         |              | 英語                                        | 一 般 選 考 及 び<br>社会人特別選考 |         |
|                         | 盲・聾・<br>養護学校 | 小学部<br>教 諭                                |                        | 一 般 選 考 |
| 中学部<br>教 諭              |              | 国語、社会、数学、理科                               | 一 般 選 考                |         |
| 高 等 学 校                 | 教 諭          | 国語、「世界史・日本史」、地理、数学、物理、化学、生物、保健体育、音楽、美術、農業 | 一 般 選 考                | 約 30 名  |
|                         |              | 英語、電気、機械、建築、看護                            | 一 般 選 考 及 び<br>社会人特別選考 |         |
|                         | 助教諭          | 電気、機械、建築                                  | 一 般 選 考 及 び<br>社会人特別選考 |         |
| 養 護 教 諭                 |              |                                           | 一 般 選 考                | 若 干 名   |
| 栄 養 教 諭                 |              |                                           | 一 般 選 考                | 若 干 名   |

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 中学校及び高等学校の国語、数学又は英語受験者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ高等学校及び中学校を併願することができる(ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成19年3月31日までに取得する見込みの者に限る。)

2 志願者の資格

(1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に

該当しない者

□ それぞれの校種の教諭の普通免許状(盲・聾・養護学校においては盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状及び該当学部教諭の普通免許状) 養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成19年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気、機械及び建築の助教諭を志願する者については大学(短期大学を除く。)において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成19年3月31日までに卒業見込みの者とする。

(2) 社会人特別選考の志願者の資格

次のイ、ロ、ハのすべてに該当する者に限る(ただし、高等学校の看護の普通免許を有しない者で、平成19年3月31日までに取得する見込みのない者は、次のイ、ロ、ハのすべてに該当する者に限る。その場合は、第2次選考合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要がある。)

イ 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状を有する者又は平成19年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気、機械及び建築の助教諭を志願する者については大学(短期大学を除く。)において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。

ハ 志望する教科・科目と関連する実務経験(学校教育に直接携わる業務を除く。)を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者(平成19年3月31日現在)

ニ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校卒業以上の学歴及び看護師の免許を有する者とする。

3 出 願 手 続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成18年5月26日(金)から教育庁総務課教職員室教員採用担当(〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号)で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先を明記し、140円切手をはった角形2号封筒(33cm×24cm)を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの(ロ、ハ、ニは切り離さないこと。)

(イ) 志願書(ロ) 受験票(ハ) 体育実技試験選択希望記入票(小学校及び盲・聾・養護学校小学部の志願者並びに中学校及び高等学校の保健体育の志願者のみ記入)(ニ) 第一次選考試験結果通知書(ホ) 受験者登録票(ハ) 封筒(長形3号封筒 23.5cm×12cm) 2通(下の を参照のこと。)

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの(校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること。)

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書(厳封親展)

(ロ) 免許状の写し(表裏両面を複写したもの)又は免許状取得見込証明書

(ただし、高等学校の看護の社会人特別選考の受験者については、看護師の免許状の写しを提出すること。)

(ハ) 封筒(長形3号封筒 23.5cm×12cm) 1通(下の を参照のこと。)

(ニ) 履歴書(用紙は、市販のものを使用し、志願書と同じ写真をはること。) 1通

封筒は、のり付き(両面テープ貼付可)のものとする。また、郵便番号、あて先を明記し、下宿、借間等の場合は 方と詳記し、80円切手をはること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                                          | 受 付 時 間      | 提 出 先                                                |
|--------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------|
| 平成18年5月29日(月)から<br>同 6月9日(金)まで<br>(土曜日及び日曜日を除く。) | 午前9時から午後5時まで | 〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号<br>山形県教育庁総務課教職員室教員<br>採用担当 |

イ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成18年6月9日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ロ 封筒の表に「志願書等(小、中、盲・聾・養学、高、養教、栄教の別を記入すること。)在中」と朱書すること。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

| 期日                                                      | 志 願 校 種 ・ 職                                                                                                                                                                                                                                                  | 試 験 場                                            |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成<br>18年<br>7月<br>25日<br>(火)<br>及び<br>7月<br>26日<br>(水) | 小学校の教諭<br>盲・聾・養護学校小学部の教諭<br>中学校保健体育及び中学校技術の教諭<br>高等学校保健体育の教諭<br>栄養教諭                                                                                                                                                                                         | 山形中央高等学校<br>山形市鉄砲町二丁目10番73号<br>(電話 023(641)7311) |
|                                                         | 中学校音楽の教諭<br>高等学校音楽の教諭                                                                                                                                                                                                                                        | 山形北高等学校<br>山形市緑町二丁目2番7号<br>(電話 023(622)3505)     |
|                                                         | 中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭(一般選考のほか、社会人特別選考によるものを含む。)<br>盲・聾・養護学校中学部の国語、社会、数学、理科及び英語の教諭(一般選考のほか、社会人特別選考によるものを含む。)<br>高等学校の国語、「世界史・日本史」、地理、数学、物理、化学、生物、美術、英語、農業及び看護の教諭(一般選考のほか、社会人特別選考によるものを含む。)<br>高等学校の電気、機械及び建築の教諭及び助教諭(一般選考のほか、社会人特別選考によるものを含む。)<br>養護教諭 | 上山明新館高等学校<br>上市市仙石650<br>(電話 023(672)1701)       |

ロ 試験科目及び内容

(イ) 面接試験(集団面接)

(ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

| 志願<br>校種・職                 | 試験内容  | 筆 記 試 験       |               | 実 技 試 験                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------|-------|---------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            |       | 教養等           | 教 科 ・ 科 目     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 一<br>般<br>選<br>考<br>教<br>育 | 小学校教諭 | 教職教養・<br>一般教養 | 小 学 校 の 全 教 科 | ・水泳(25メートル)<br>・器械運動(マット運動、鉄棒運動のうち<br>いずれかを選択)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                            | 中学校教諭 | 同 上           | 出 願 し た 教 科   | 音楽<br>・新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすること<br>・バッハ作曲インベンション(2声)の8<br>番(ヘ長調)をピアノ演奏すること<br>・次の歌唱教材の中から任意の1曲を選<br>び、指揮をしながら歌うこと(伴奏なし)<br>「赤とんぼ」「花の街」「荒城の月」<br>「夏の思い出」「浜辺の歌」「早春賦」<br>・随意曲...歌曲又は器楽曲のうちの任意の<br>1曲を伴奏なしで演奏すること<br>(ただし、歌曲を選択した者は、自分で<br>伴奏しながら歌うことも可)<br>なお、演奏する随意曲の楽譜を実技試験<br>当日に提出すること(試験終了後返却)<br>美術 当日指示するもの<br>保健体育<br>・水泳(50メートル) |

|               |          |     |                                                                                        |                                                      |                                                                                                                                                                                               |
|---------------|----------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 諸<br>学<br>校   |          |     |                                                                                        |                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の領域から2領域選択<br/>陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス</li> <li>技術 当日指示するもの</li> <li>家庭 当日指示するもの</li> <li>英語 英語による面接</li> </ul> |
|               | 盲・聾・養護学校 | 教 諭 | 同 上                                                                                    | 小学部は全教科、中学部は出願した教科                                   | 小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ                                                                                                                                                                     |
| 高等学校          | 教 諭      | 同 上 | 出願した教科・科目<br>物理、化学及び生物にあっては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。<br>電気、機械及び建築にあっては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。 | 音楽 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ                                |                                                                                                                                                                                               |
|               | 助教諭      |     |                                                                                        | 美術 当日指示するもの<br>保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ<br>英語 英語による面接 |                                                                                                                                                                                               |
| 養 護           | 教 諭      | 同 上 | 養護に関する専門科目                                                                             | 当日指示するもの                                             |                                                                                                                                                                                               |
| 栄 養           | 教 諭      | 同 上 | 食育及び学校給食に関する専門科目                                                                       |                                                      |                                                                                                                                                                                               |
| 社 会 人 特 別 選 考 |          | 小論文 | 出願した教科・科目<br>電気、機械及び建築にあっては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。                                     | 英語 英語による面接                                           |                                                                                                                                                                                               |

八 日 程

| 日        | 時                       | 試験実施内容                            | 日        | 時                | 試験実施内容                                                                 |
|----------|-------------------------|-----------------------------------|----------|------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 7月25日(火) | 午前8時40分から<br>午前9時まで     | 受 付（生徒昇降口）                        | 7月26日(水) | 午前9時から<br>午後5時まで | 集団面接（全員）<br>実技試験（小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者のみ）<br>時間及び会場等については7月25日に指示する。 |
|          | 午前9時10分から<br>午前10時30分まで | 教職教養・一般教養（一般選考の志願者）               |          |                  |                                                                        |
|          | 午前10時50分から<br>午後0時40分まで | 小 論 文（社会人特別選考の志願者）                |          |                  |                                                                        |
|          | 午後1時50分から<br>午後5時まで     | 実技試験（小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者を除く。） |          |                  |                                                                        |

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験(小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭に係るものを除く。)にあっては、午後0時20分までとする。

7月25日の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

| 期 日                    | 試 験 場                        |
|------------------------|------------------------------|
| 9月12日(火)及び<br>9月13日(水) | 山形県教育センター(天童市大字山元字犬倉津2515番地) |

□ 実技試験は、小学校教諭及び盲・聾・養護学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(1) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲(別の曲でも可)を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(2) 図画工作は、人物を水彩画で表すものとし、詳しい内容は当日指示する。

#### 5 選考試験結果の発表

(1) 第一次選考試験の結果発表は9月1日(金)午後3時頃の予定、第二次選考試験の結果発表は10月6日(金)午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

(2) 採用は平成19年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

#### 6 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。)

| 試 験          | 開 示 内 容    | 開 示 期 間     | 開 示 場 所       |
|--------------|------------|-------------|---------------|
| 第一 次 選 考 試 験 | 総合ランクを開示する | 合格発表の日から1か月 | 山形県教育庁総務課教職員室 |
| 第二 次 選 考 試 験 |            | 合格発表の日から1か月 |               |

#### 7 そ の 他

(1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、無効とする。

(2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること。

(3) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。

(4) 選考試験会場は、敷地内禁煙とする。

(5) 不明な点については、教育庁総務課教職員室(電話023(630)2863又は023(630)2864)の教員採用担当に問い合わせること。なお、インターネット上でも受験等に関する情報を提供している。

<http://www.pref.yamagata.jp>

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成18年5月26日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 鑑 谷 誠 一

#### 1 検定の種別

交通誘導警備業務1級

#### 2 検定の期日及び場所

##### (1) 期 日

平成18年8月26日(土)午前9時30分から午後5時まで

##### (2) 場 所

天童市大字高楯1300番地 山形県総合交通安全センター



## 3 検定対象者

検定対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者
- (2) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該警備業務に係る警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する2級の検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

## 4 受検定員

30人

## 5 受検手続

## (1) 受検の申込み

検定を受けようとする者は、住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。

- ア 山形県内に住所地があることを疎明する書面又は山形県内に所在する営業所に属することを疎明する書面
- イ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影月日を記入したもの2葉
- ウ 別途交付する1級検定受検資格認定書

## (2) 受付期間

平成18年7月10日（月）から同月14日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## (3) 検定手数料

14,000円

## (4) 申込み上の注意事項

- ア 申請者数が定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。
- イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。

## (5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

## 6 検定の順序等

検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

## 7 その他

- (1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。
- (2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110内線3032）又は山形県内の各警察署に行うこと。

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年5月26日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

## 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習

## 2 講習の期間及び場所

## (1) 期 間

平成18年7月24日（月）から同月30日（日）までの7日間

## (2) 場 所

山形市東古館123番地 協同の杜J A研修所

## 3 受講対象者

受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に

規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

#### 4 定員

30人

#### 5 受講手続

##### (1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

##### ア 事前申込受付期間

平成18年6月12日(月)から同月16日(金)までの日の午前9時から午後4時まで。

##### イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ウ 事前申込者数が、定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

##### (2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者は居住地を管轄する警察署、山形県外に居住する者は山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したものを)を直接持参すること。

(ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

(イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 3の(3)に該当する者 次に掲げる受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面

a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し

b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

##### イ 提出期間

平成18年6月12日(月)から同月19日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

##### ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、47,000円に相当する山形県証紙で納付すること。

既納の受講手数料については還付しない。

#### 6 その他

(1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習の初日は、午前9時10分までに受付を終えること。

(3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。

(4) 講習終了後、修了考査を行う。

(5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又は山形県内の各警察署に行うこと。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、X線回折装置の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)

(2) 日 時 平成18年6月29日(木) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

### (1) 調達をする物品等及び役務の名称及び数量

X線回折装置の賃貸借及び保守 一式

### (2) 調達をする物品等及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

### (4) 履行場所 入札説明書による。

### (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち5か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。

### (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

### (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

### (4) 当該賃貸借物品に関し、確実なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

### (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部科学捜査研究所 電話番号023(626)0110

## 5 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金 免除する。

### (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

### (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書、3の(4)に係る証明書、納入計画書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成18年6月6日(火)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

### (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

### (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

### (4) 詳細については入札説明書による。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年 4月15日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年 5月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県警察通信指令システムの保守点検業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形家警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社日立製作所東北支社 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約金額 78,750,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第 372号) 第10条第 1 項第 2 号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から、平成18年 5月 2日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成18年 5月26日

山形県監査委員 佐 藤 藤 彌  
山形県監査委員 田 辺 省 二  
山形県監査委員 加 藤 淳 二  
山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査対象機関   | 指 摘 事 項                                        | 措 置 の 内 容                                 |
|----------|------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 村山農業高等学校 | 教育財産の目的外使用許可に伴う土地建物使用料の調定が行われていないものがある。        | 今後、適正な時期に調定を行うよう徹底してまいります。                |
|          | 減免決定された授業料の減額調定が遅延しているものがある。                   | 授業料の調定について、減免決定との突合を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 天童高等学校   | 業務委託契約等において、支出負担行為及び事務又は事業実施伺いがなされていないものがある。   | 複数職員で確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。             |
|          | 契約に基づき毎月支払うべき経費を数ヶ月まとめて処理したため、支払いが遅延しているものがある。 | 契約に基づく支払の適正化を図り、遅延防止に努めてまいります。            |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年 5月26日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立日本海病院新総合医療情報システム開発業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院医事経営課情報企画係 山形県酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001(内線2610)
- 3 落札者を決定した日 平成18年 3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地

株式会社シーエスアイ 北海道札幌市中央区南3条西10丁目1001番地5 福山南3条ビル

5 落札金額 645,750,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等または特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成18年2月3日

平成18年 5月26日印刷  
平成18年 5月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056